

元議員ら25人略式命令

河井事件 公民権5年停止に反発も

2019年参院選をめぐる買収事件で河井克行元法相と妻の案里氏に有罪確定。側から現金を受け取ったとして、公職選挙法違反(被買収)の罪で略式起訴された元地方議員ら計25人に対し、広島県内の簡裁が罰金10万〜100万円と追徴金10万〜300万円を略式命令を出し、1日までに送達した。広島地裁が発表した。

命令が確定すれば公選法に基づいて公民権が5年停止される。一部の元議員ら

は「立候補できなくなる期間が長い」と反発し、正式裁判で争うことも検討している。

東京第六検察審査会は1月、河井氏側から現金を受け、不起訴となった100人のうち35人を起訴相当とする議決を公表した。再捜査した検察側は3月、略式手続に応じる意向を示した25人を略式起訴し、応じなかった9人(広島県議2人、市町議7人)は広島地裁に正式起訴(公判請求)した。体調不良の1人は不

起訴とした。

広島地裁によると、広島県内の七つの簡裁が3月25日までに25人に略式命令を出した。内訳は元市長1人、元広島県議9人、元市議10人、元国会議員秘書1人、元選挙スタッフ4人。命令書を受け取った日から14日以内に正式裁判を請求しない限り、確定する。公選法違反事件の略式命令では、検察の意見に基づき簡裁が公民権停止期間を短縮することがある。昨年6月に略式命令が出た菅原

一秀元経済産業相は3年間でとされた。直前に衆院議員を辞職したことなどが考慮

されたとみられる。今回の25人のうち現職議員だった17人はいずれも略

式起訴前に辞職した。(戸田和敏、福富旅史、大久保貴裕)